

## 低入札価格調査制度の改正について

### 1 低入札価格調査の対象工事

競争入札に付するすべての建設工事。ただし、最低制限価格を設定した工事及び予定価格 500 万円未満の工事を除く。

### 2 調査基準価格

#### (1) 土木等一般工事

直接工事費の 100%+共通仮設費の 90%+現場管理費の 80%+一般管理費等の 70% (各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下切捨) を合計) から千円未満を切り捨てた価格とする

#### (2) 建築工事・機械設備・電気設備・解体工事

(直接工事費-現場管理費相当額A) の 100%+共通仮設費の 90%+ (現場管理費+現場管理費相当額A) の 80%+一般管理費等の 70% (各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下切捨) を合計) から千円未満を切り捨てた価格とする

上記算定式の現場管理費相当額Aは以下のとおり

- (1) (2)を除く営繕系工事・・・直接工事費の 10%
- (2) 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事・・・直接工事費の 20%

※平成 26 年 4 月より低入札調査基準価格の上下限値は廃止

○端数処理

計算途中での円未満は切り捨て。

### 3 判断基準額 (土木等一般工事)

調査基準額×0.98 (円未満切り捨て)

※建築工事・機械設備・電気設備・解体工事については適用されません。

### 4 低入札価格調査資料等

#### (1) 提出資料 (建築工事・機械設備・電気設備・解体工事)

- ア 調査表及び今回の価格により入札した理由書
- イ 工事費総括表及び内訳書
- ウ 手持工事の状況
- エ 手持資材の状況
- オ 購入予定資材の状況
- カ 手持機械の状況
- キ 労務者の確保計画
- ク 過去に施工した公共工事
- ケ 下請予定業者の状況
- コ 経営内容及び経営状況

※土木等一般工事については、判断基準額及び工事費内訳書の詳細を規程に定める数値的判断基準により審査し落札者を決定するため、調査資料の提出は不要です。

#### (2) 対象者；調査基準価格を下回る応札者のうち、最低価格の応札者から順に調査を行います。

### 5 注意事項

事情聴取に応じない場合、提出資料に必要事項が記載されていない場合など、調査に協力しない方の入札は無効となります。

### 6 建築工事のダンピング対策

建築工事に限り、低入札価格調査の結果、予定価格の 85%未満で応札した業者が落札者に決定した場合は、前払金請求限度額を請負代金の 20%に減額します。

### 7 上記の実施日

平成 29 年 4 月 1 日以降入札公告または指名通知する工事より適用します。